

京都府立大学 保育支援プログラム 実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、京都府立大学（以下「本学」という。）において、子育てを行う研究者に対し研究活動への影響を最小限にし、子育てと研究を両立するための一助となるよう、保育支援（病児・病後児保育、夜間保育、休日保育）を行うための事項を定めるものとする。

(申請資格)

第2条 本学の研究者（特任教員及び学術研究員を含む）であって、下記のいずれかに該当する者とする。

- (1) 小学校6年生までの子どもを養育中の女性研究者
- (2) 配偶者（大学等で日常的に研究を行う研究者に限る）を有する小学校6年生までの子どもを養育中の男性研究者
- 2 産前・産後の特別休暇中、育児休業中などにより研究活動を中断している研究者は支援の対象外とする。
- 3 男性研究者の場合、配偶者が大学・大学共同利用機関、独立行政法人で雇用されている研究者であり、かつ配偶者が日常的に研究を行う研究者である場合に限る。

(支援内容)

第3条 対象となる研究者の子どもが急な発熱等で通常の保育（保育園等）を受けることができず病児・病後児保育を利用する場合、通常の保育とは別に休日保育、夜間保育を利用する場合の保育利用料を以下の条件で助成する。

- ① 利用料の2分の1を男女共同参画推進室が負担する。
- ② 男女共同参画推進室の負担の上限額は、子ども一人当たり4万円/年とする。
- ③ 保育サービスの入会金・登録料・保険料・キャンセル代は支援の対象外とする。
- ④ 補助上限金額には京都府立医科大学病児保育室（愛称：「こがも」）利用に関する利用料補助も含む。「こがも」利用料に関しては京都府立医科大学病児保育室利用内規によるものとする。

(利用期間)

第4条 保育支援プログラムの利用は当該年度内とする。なお、必要に応じて審査のうえ、更新することができる。

(選考及び選考基準)

第5条 支援対象者の選考は、別紙様式1の「利用申請書」を、男女共同参画推進委員会（以下、「委員会」という。）が審査のうえ、優先度を勘案し、予算の範囲内で、対象者を決定する。

2 支援決定は、支援通知書を交付することによって行う。

(提出書類)

第6条 申請登録にあたっては、別紙様式1「利用申請書」に応じて以下の書類を提出するものとする。

- ① 子との続柄が証明できる書類（住民票、母子健康手帳、健康保険証等の写し）
- ② 養育する子の年齢を証明できる書類（住民票、母子健康手帳、健康保険証等の写し）
- ③ 利用する保育サービスの実施概要、利用料がわかる書類（パンフレット等）

(利用状況の報告)

第7条 利用対象者は、毎月10日までに前月分利用実績を、別紙様式2「利用報告書」及び別紙様式3「利用助成申請書」、利用料の証ひょう書類（領収書等）とともに男女共同参画推進室へ提出するものとする。

(利用料の支払)

第8条 別紙様式2「利用報告書」、別紙様式3「利用助成申請書」及び利用料の証ひょう書類（領収書等）を確認後、男女共同参画推進室から利用補助を支払う。

第9条 この要項に定めるもののほか、保育支援プログラムに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1. この要項は、平成26年1月1日から施行する。
2. 第3条に定める男女共同参画推進室が負担する金額は、平成25年度に関しては、上限金額を6万円とする。

附 則

1. この要項は、平成26年4月23日から施行する。
2. この要項は、平成27年4月1日から施行する。